

取引会員の単独発電機または各リストパターンの取引停止のお知らせ

2025年12月26日
一般社団法人 電力需給調整力取引所

本取引所は、需給調整市場の取引規程 第41条にもとづき、下記の単独発電機または各リストパターンにつきまして、本市場における取引停止処分といたしましたのでお知らせいたします。

記

処分対象管理No.	15
取引停止年月日	2025年12月30日
アセスメント不適合発生月	2025年10月
分類	単独発電機
事象	複合商品において、1リソースで1歴月内にアセスメントⅡの要件不適合が3回発生
処分内容	当該リソースの複合商品の新規取引停止
処分理由	アセスメントⅡにおいて、複合商品における当該リソースの1歴月内の不適合回数が3回以上であったため。

以上